福岡県地域公共交通事業継続支援金交付要領

（趣旨）
第１条　この要領は、福岡県地域公共交通事業継続支援金（以下「支援金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

（目的）
第２条　原油価格高騰の打撃を受け、経営が厳しい地域鉄道事業者、乗合バス事業者及びタクシー事業者に対し、予算の範囲内において、支援金を交付することにより、県民の通勤、通学、買い物、通院など、日常生活の移動手段として必要不可欠な地域公共交通の維持・確保を図ることを目的とする。

（定義）
第３条　この要領において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
⑴　地域鉄道事業者　鉄道事業法（昭和６１年法律第９２号）第２条第１項に定める鉄道事業を経営する者をいう。ただし、地方公共団体、日本国有鉄道改革法（昭和６１年法律第８７号）第６条第２項に定める旅客会社、同法第８条第２項に定める貨物会社、大手民鉄及び鋼索鉄道のみを経営する事業者を除く。
⑵　乗合バス事業者　道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）第３条第１号イに定める一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者をいう。
⑶　タクシー事業者　道路運送法第３条第１号ハに定める一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者をいう。

（支援対象事業者及び支援金額の計算方法）
第４条　支援対象事業者及び支援金額の計算方法は、別表１のとおりとする。

（支援金の申請）
第５条　支援金の交付を受けようとする者は、様式第１号による申請書に必要書類を添えて、知事の定める期日までに知事に提出しなければならない。

（支援金の交付決定通知）
第６条　知事は、前条の規定により提出された申請書を審査の上、これを適正と認めるときは、支援金の交付の決定を行い、様式第２号による交付決定を支援対象事業者に通知するものとする。

（証拠書類の検査等）
第７条　知事は、適正な執行を図るために、必要に応じて支援対象事業者に報告を求め、証拠書類その他必要な物件を検査し、又は必要な指示ができるものとする。

（交付決定の取消）
第８条　知事は、支援対象事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
⑴ 提出書類等に虚偽その他不正の行為があったとき
⑵ 知事が提出を求める書類等を期限内に提出しないとき

（支援金の返還）
第９条　知事は、前条の規定に基づき支援金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に支援金の交付を行っているときは、支援金を返還させることができる。
２　知事は前項に基づき支援金を返還させるときは、次に掲げる事項を支援対象事業者に通知する。
⑴　返還すべき支援金の額

⑵　加算金及び延滞金に関する事項
⑶　返還期限

（公表）
第１０条　知事は、必要と認めるときは、支援対象事業者の名称、代表者名、支援金の内容等について公表することができる。

（暴力団排除）
第１１条　知事は、福岡県暴力団排除条例（平成２１年福岡県条例第５９号）第６条に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。
２　知事は、第４条に定める支援対象事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この要領に定める他の規定に関わらず、支援金を交付しないものとする。
⑴　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
⑵　法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
⑶　暴力団員が役員となっている事業者
⑷　暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者
３　知事は、支援対象事業者が前項各号のいずれかに該当したときは、支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
４　知事は、暴力団の排除に関して、警察への照会を行うため、支援対象事業者の氏名（法人の場合は役員）、生年月日、性別の提出を求めることができる。

（その他）
第１２条　この要領に定めるもののほか、支援金の運用に関し必要な事項は別に定める。

附 則
この要領は、令和７年４月２１日から施行する。